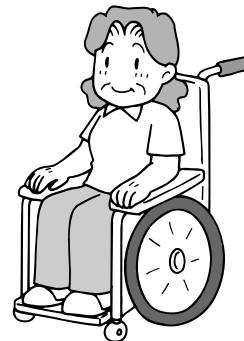


# 介護保険

## 利用者負担の軽減措置

該当するかたは申請をお忘れなく!!



### 施設サービスの食事標準負担額

世帯全員が住民税非課税かつ 老齢福祉年金受給者、または 生活保護受給者	1日 300円
世帯全員が住民税非課税の人	1日 500円
一般の人	1日 780円

介護保険施設に入所している場合は、1割の利用者負担のほかに、食事代が自己負担になります。次の、に該当する場合は、申請して認められると、食事代が軽減されます。

### 施設サービスの食事標準負担額

介護保険では、サービスを利用するときには利用料の1割を負担することになっていきますが、収入が少ない人も介護サービスを利用しやすいように、さまざまな軽減措置があります。該当するかたは保健福祉課へ申請してください。なお、この軽減措置は原則として申請月分から対象となりますので、申請が遅れないよう注意してください。

### 低所得者のホームヘルプサービス利用

対象者	制度施行前1年間（平成11年度）にホームヘルパーの派遣実績があり、かつ、生計中心者が所得税非課税の人（生活保護受給者を含む）	
訪問介護利用者負担率	平成15年7月1日～平成17年3月31日	6%
備考	いったん課税対象となると、その後非課税になっても対象外となります	

### 障害者のホームヘルプサービス利用

対象者	65歳前1年間に障害者施策によるホームヘルパーの派遣実績があるか（制度開始時にホームヘルパーの派遣実績のある65歳以上の障害者のうち、65歳前の障害を原因として障害者手帳の交付を受けている人を含む） または、特定疾病により要介護・要支援となった第2号被保険者で、かつ、生計中心者が所得税非課税の人（生活保護受給者を含む）	
訪問介護利用者負担率	平成12年度～平成16年度	3%
備考	いったん課税対象となっても、その後非課税になれば再び対象となります	

### 社会福祉法人等による利用者負担減免

減免対象サービス	社会福祉法人等が提供する訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設サービス
対象者 生活保護受給者を除く	世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、利用者負担が減額されなければ生活保護になってしまう人 世帯全員が住民税非課税で、利用者の前年収入額が42万円以下の人
減免の程度	利用者負担の2分の1を減免（食事・日常生活費・小規模生活単位型介護老人福祉施設等のユニットの提供にかかる費用を含む） 旧措置入所者の場合は、日常生活費のみ減免
備考	減免を実施する社会福祉法人等については、保健福祉課または各社会福祉法人等へお問い合わせください。

社会福祉法人等による利用者負担減免  
低所得者で特に生計が困難な利用者については、介護サービスを提供する社会福祉法人等が次のとおり利用者負担を減免する場合があります。（減免措置実施申し出のある社会福祉法人等のみ）  
問い合わせ・申請先 保健福祉課（老人福祉センター内） ☎(84)4926